

千葉県行政組織条例（抜粋）  
(昭和32年千葉県条例第31号)

(附属機関)

第5条 附属機関とは、法第138条の4第3項の規定により設置される審査会、審議会、調査会等の機関をいう。

2 略

第4章 附属機関

(設置等)

第28条 県に別表第二上欄に掲げる附属機関を置き、当該附属機関において担任する事務は、同表下欄に掲げるとおりとする。

(組織等)

第29条 前条第1項の規定により設置された附属機関の組織、委員の構成、定数及び任期は、別表第三のとおりとする。

2 略

(会長及び副会長)

第30条 会長又は委員長（以下「会長」という。）及び副会長又は副委員長（以下「副会長」という。）は、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、当該附属機関の事務を総理し、当該附属機関を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 副会長が置かれていない附属機関にあっては、会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する者が会長の職務を代理する。

(委員の任命等)

第31条 委員は、知事が任命又は委嘱する。

- 2 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

別表第二（抜粋）

| 附属機関名        | 担任する事務  |
|--------------|---|
| 千葉県土石採取対策審議会 | 採石法（昭和25年法律第291号）第33条、砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条及び千葉県土採取条例（昭和49年千葉県条例第1号）第3条第1項に規定する採取計画の認可（砂利採取法第16条に規定する河川区域に係る採取計画の認可を除く。）の審査の基本的な方針その他岩石、砂利及び土（以下「土石」という。）の採取に関し必要な事項について知事に建議すること。 |

別表第三（抜粋）

| 附属機関名        | 組織              | 委員の構成  | 定数           | 任期 |
|--------------|-----------------|--|--------------|----|
| 千葉県土石採取対策審議会 | 会長<br>副会長<br>委員 | 1 学識経験者<br>2 県議会議員<br>3 土石を採取する業界の代表者<br>4 農業、漁業等土石の採取によって影響を受ける業界の代表者<br>5 県の職員 | 1人以内<br>5人以内 | 2年 |

(会議)

第32条 附属機関の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(部会)

第33条 附属機関は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長の指名する当該部会に属する委員がその職務を代理する。
- 6 附属機関は、その定めるところにより、部会の議決をもって当該附属機関の議決とみなすことができる。
- 7 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合に置いて、同条中「附属機関」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「当該部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(会議の運営等)

第34条 この条例で定めるもののほか、附属機関の議事及び運営に關し必要な事項は、会長が定める。

(規則への委任)

第35条 別に規則で定めるところにより、附属機関に特別委員、専門委員、臨時委員、顧問又は参与を置くことができる。

- 2 各附属機関の庶務は、規則で定める機関においてこれを処理する。